

# 令和5年度児童相談所との連携協力校実施要綱

## 1 趣 旨

東松山市内の少年死亡事件に係る検証において指摘された児童相談所と学校との効果的な連携に資するため、教員が児童相談所での研修を行い、業務の実際を体験する中で、児童福祉業務への理解を深めるとともに、児童相談所の地区担当者との意見交換等を通じて、学校と関係機関との連携強化を図る。

## 2 事業の実施

- (1) 実施校は、教員を児童相談所の実地研修に参加させる。
- (2) 研修教員は、日程調整のできた日から2月にかけて児童相談所へ日程調整できた回数分の研修に参加する。第1回の研修から、児童相談所管轄区域の当該教員と児童相談所で研修の日程を調整し実施する。  
※研修は半日程度を1回分とし、研修回数は6回程度とする。
- (3) 研修教員は、当該市町村生徒指導担当会議、校内における研修等において研修内容を伝達する。

## 3 実施校の運営

- (1) 実施校は、児童相談所との連携を進め、生徒指導上の諸問題に積極的に取り組むものとする。
- (2) 実施校の校長は、当該教諭がその役割を十分果たせるよう、当該教諭の校務分掌等の軽減を行う。

## 4 実施計画書の提出について

- (1) 実施校は、令和5年6月末日までに、実施計画書（様式1）を市町村教育委員会に提出する。  
※実施校は児童相談所と日程調整を行い、6月中に第1回の研修を実施するよう努める。
- (2) 市町村教育委員会は、速やかに実施計画書（様式1）を教育事務所に提出する。
- (3) 教育事務所は、速やかに実施計画書（様式1）を教育局県立学校部生徒指導課へ提出する。

## 5 実施報告書及び経費等

- (1) 実施校は、令和6年2月末日までに、実施報告書（様式2）を市町村教育委員会に提出する。
- (2) 市町村教育委員会は、速やかに実施報告書（様式2）を教育事務所に提出する。
- (3) 教育事務所は、速やかに実施報告書（様式2）を教育局県立学校部生徒指導課に提出する。
- (4) 当該教員は、1回の研修ごとに研修日報（様式3）を作成するなどして、日報をもとに当該校での復命を行う。
- (5) 会計事務に関しては、生徒指導課が掌理する。